官民データ連携によるサービスモデル・アイデア　募集要項

１　募集事項

官民データ連携によるサービスモデル・アイデア

２　目的

九州地方知事会、九州経済連合会などの経済団体でつくる九州地域戦略会議では、令和４年秋の同会議にて、「デジタルの力を最大限活用した広域連携・官民共創の推進」に向けて議論し、『誰もが輝く九州未来創造宣言』を採択しました。

（第42回九州地域戦略会議『誰もが輝く九州未来創造宣言』抜粋）

**１ デジタルの力を最大限活用した社会課題の解決**

 ・住民がデジタルの効果を真に実感できる官民モデルプロジェクトの実施及び社会　生活サービスの創出

・民間の創意工夫を活かした公共サービスの維持・効率化

・デジタル技術の実装支援による中小企業のデジタル化・DXの加速化

**２ 九州広域でのデータ連携基盤の整備**

 ・官民データの収集・分析・活用を促すデータ連携基盤の整備・複数連携

 ・パーソナルデータ活用による医療、防災等の官民サービス創出に向けたデジタル 認証の仕組み構築

この宣言を受け、経済団体と九州・山口各県は、九州広域での社会課題解決に　向けたデータ連携基盤およびデジタル認証の整備の在り方を検討するため、九州広域 データ連携プラットフォーム検討会（以下、QDP検討会という。）を設立しました。（座長：横山正人長崎総合科学大学名誉教授、事務局：福岡県、長崎県、九州経済連合会、検討体制は別紙１「九州広域データ連携プラットフォーム（QDP）検討会 検討体制」参照）

QDP検討会では、今後、デジタル技術を活用した様々なサービスモデルを創出し、 地域社会課題の解決及び九州の個性を活かした魅力向上による地域活性化を図り、社会全体で豊かさを真に実感できるひと・まち・しごと・くらし（ウェルビーイング）の実現に向けて、データ連携プラットフォーム及びデジタル認証の在り方等の検討を進めていきます。

今回、QDP検討会で取組むサービスモデル創出の一環として、官民が保有するデジタルデータを活用した広域※1における具体的なサービスモデル※2を募集します。

※1　広域とは、2つ以上の自治体（県間を含む）のエリアを指します。

　　例）【A県内のS市、X市】　【C県S市、E県T町、G県U市】など

※2 サービスモデルとは、行政サービス、官民サービス、民間サービスのモデルを指します。

３　概要

|  |  |
| --- | --- |
| (1)(2)(3) | 九州広域でのデータ連携に取組む背景九州では、地域が持つポテンシャルを活かして、官民連携した九州創生を進めています。このような中、「デジタル変革の加速」や「集中から分散」などの社会変容の流れを受け止め、デジタルの力を最大限活用し、直面する社会課題を解決することが持続可能な地域社会を創造するために重要であると考えています。人口減少や都市部への集中、災害の頻発・激甚化など、昨今の社会課題は、より高度化、広域化、複合化しており、官民共創の広域連携事業をこれまで以上に進めていき、誰もが、どこでもデジタル変革の恩恵を享受できる社会を作り上げることが急務であると考え、今回、九州広域でのデータ連携プラットフォームの検討を行うこととなりました。QDP検討会におけるミッション・検討テーマQDP検討会は、デジタル技術を活用した地域社会課題解決及び九州の個性を活かした魅力向上による地域活性化を図り、社会全体で豊かさを真に実感できるひと・まち・しごと・くらし（ウェルビーイング）の実現を目的としています。この実現に向けて、QDP検討会では、高度化・広域化・複合化するニーズに 対応するため、官民が保有するオープンデータ、パーソナルデータ（以下、データという。）を 活用したサービスモデルの創出、官民連携したサービス提供に必要となるデータセットの創出、及び官民連携した多様なサービスを提供するためのプラットフォーム及びデジタル認証の構築・運用に関する検討を行うこととしています。QDPが目指すサービス及び必要なデジタル認証IDQDPでは、自治体、民間が保有するデータを活用した様々なサービス提供の 検討を行います。個人の属性に合わせた最適なパーソナルサービス提供にあたっては、厳正な本人確認及び本人同意に基づく個人情報の利用のため、デジタル認証IDについても検討を行います。以下に、サービスイメージを記載します。サービス例（イメージ）①地域や社会の課題解決・人と病院・介護施設などをつなぐモビリティ（MaaSによるお薬配達等）・運転手不足を解消する、安全・安心な自動運転バス・児童、高齢者、病人の見守りサービス・キャッシュレス・ノーマネーによる行動②ヘルスケア（健康・医療・介護）・パーソナルヘルスケアレコード（以下「PHR」という。）の活用による住民の健康寿命の延伸、健康経営の促進・PHRと疾病発症予測等を活用した病気リスクの低減による医療歳出抑止・PHRや健診情報を個人へフィードバックすることによる自己健康管理・PHRと救急医療の連携・医療機関と連携したPHRの把握による個別最適サービスの提供・非対面でつながる遠隔診断や健康相談窓口③教育・リアル及びバーチャル双方を活用した学習の場・学習履歴や習得状況の把握および最適学習プログラムの提供・子ども向けプログラミング教育プログラム④行政手続・住民及び事業者来庁ゼロの行政手続・スマホでワンクリックによる引越ワンストップサービス（住所変更等）・妊娠から出産に係る行政手続のスマートフォン利用による手続の簡略化・乳幼児、児童の各予防接種を確実に遂行するためのプッシュ通知や予約の仕組み・非対面でつながることができる相談窓口・（国県市町村）道路占用許可申請・許可のオンライン化と申請状況の ポータル化⑤市民生活向上・自身の個人情報と安全につながる生活・災害発生時にあらゆる人々が共助できるしくみづくり・外国人住民と共生できる生活環境・国内外の観光客がまた訪れたくなる地域づくり・行政情報の効果的かつ有意的な活用⑥防災・減災・地域に点在する官民さまざまな情報の利活用による災害対策の支援・九州に暮らす／関わる人々と九州の立地企業への防災対策・大規模災害を想定した行政区域に捉われない広域連携の防災対策 |

４　募集内容

上記を踏まえ、デジタル技術を活用したウェルビーイングの実現に向け、下記(1)、(2)の いずれかに該当するサービスモデル、又はアイデアを募集します。

なお、応募にあたっては、上記「3概要(3)QDPが目指すサービス及び必要なデジタル 認証ID」に示すサービス例、及び参考資料「サービスのイメージ」を参照し、内容を踏まえたアイデアを応募ください。

|  |  |
| --- | --- |
| (1)(2) | 官民のデータ連携によるサービスモデル　・「3概要」に示すウェルビーイングの実現に向けて、自社が保有するデータと、 自治体、民間企業が保有するデータを活用したサービスモデルを応募ください。 ・サービスモデルの実現に必要なデータ種別及び保有者がわかるように明記して ください。なお、応募にあたり必要なデータを全て保有している必要はありません。（自社が保有するデータと、自治体、民間企業が保有するデータを組み合わせることで、 このようなサービスが提供可能、という応募で可）　・サービスモデルは、上記「3概要(3)QDPが目指すサービス及び必要なでデジタル認証ID」に示すサービス例に記載する分野に限らず、広く募集します。　・サービスモデルは、九州・山口広域で展開可能なもの、九州・山口各県内で展開可能なもの、自治体内で展開可能なもの、いずれの応募も可とします。官民が保有するデジタルデータを活用したサービスアイデア　・「3概要」に示すウェルビーイングの実現に向けて、官民が保有するデータを活用したアイデアを応募ください。（データの組合せにより、このようなサービスの提供が考えられる、という応募で可）　・アイデアの実現に必要なデータ種別がわかるように応募ください。　・アイデアの実現に必要なスキル、ノウハウ、手段を保有している必要はありません。　・アイデアは、上記「3概要(3)QDPが目指すサービス及び必要なデジタル認証ID」に示すサービス例に記載する分野に限らず、広く募集します。・アイデアは、九州・広域で展開可能なもの、九州・山口各県内で展開可能なもの、自治体内で展開可能なもの、いずれの応募も可とします。 |

５　応募

応募者は、「6応募資格」の条件を満たす事業者、個人とします。また、複数事業者での応募も可とします。下記の応募内容に則って、「4募集内容」の(1)に示すサービス モデル、(2)に示すアイデアについて必要事項を記載の上、応募ください。

なお、応募にあたり「4募集内容」に示す、(1)、(2)の両方に応募いただても構いません。

|  |  |
| --- | --- |
| (1)(2) | 「4募集内容(1)官民のデータ連携によるサービスモデル」への応募課題（背景）、目指す姿、実現に向けた方法、必要となるデータ種別、データ保有者を企画提案書（サービスモデル提案の応募）【様式4-1】に明記の上、応募ください。「4募集内容(2)官民が保有するデジタルデータを活用したサービスアイデア」への応募課題（背景）、目指す姿、必要となるデータ種別を企画提案書（アイデア 応募）【様式4-2】）に明記の上、応募ください。なお、応募にあたり、必要となるデータの保有者は可能な範囲で記載ください。 |

６　応募資格

|  |  |
| --- | --- |
| (1)(2)(3) | 応募者は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者に該当、所属しないことを確約するものとします。応募者は、自らまたは第三者を利用して本募集に関し次の行為を行わないことを確約するものとします。 ・QDP検討会に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為・偽計または威力を用いてQDP検討会の業務を妨害する行為応募者が前述(1),(2)の確約に反することが判明したときは、事務局はただちに 当該応募者のアイデアを取り消すものとします。 |

７　質問受付及び回答

募集にあたり、確認が必要な場合は下記のとおり質問を受け付けます。

|  |  |
| --- | --- |
| (1)(2)(3)(4)(5) | 質問受付期間：令和5年12月4日（月）～令和5年12月28日（木）１７時まで（必着）質問様式：質問票【様式１】提出方法：電子メールで提出してください。※メールの件名は、応募される「官民データ連携によるサービスモデル募集に係る　質問（事業者名又は個人名）」又は「官民が保有するデジタルデータを活用したサービスアイデア募集に係る質問（事業者名又は個人名）」のいずれかに該当 する方を明記ください。提出先：QDP検討会　事務局（一般社団法人九州経済連合会）Email：鶴羽sh\_tsuruha@kyukeiren.or.jp立石ke\_tateishi@kyukeiren.or.jp回答方法：質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知した方が良いと判断されるものは、ホームページに掲載します。 |

８　応募の手続等

|  |  |
| --- | --- |
| (1)(2)(3)(4)(5) | 提出期限令和６年２月２９日（木）１７時必着提出方法電子メールまたは郵送で提出してください。電子メールの場合は、提出後に受信確認の連絡をしてください。（容量が大きい場合受信できない可能性があります。）郵送による場合は、提出期限までに必着とします。なお、共同提案体の場合は、代表事業者が構成事業者分を取りまとめて一括して提出してください。提出先QDP検討会　事務局（一般社団法人九州経済連合会）〒810－0004　福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号電話：092‐791‐4278（直通）Email：鶴羽　sh\_tsuruha@kyukeiren.or.jp立石　ke\_tateishi@kyukeiren.or.jp※メールの件名は応募される「官民データ連携によるサービスモデル募集に係る応募（事業者名又は個人名）」又は「官民が保有するデジタルデータを活用したサービスアイデア募集に係る応募（事業者名又は個人名）」のいずれかに該当 する方を明記ください。提出書類①応募申請書【様式2】※共同提案体の場合は【様式2-1】及び【様式2-2】も併せて提出してください。②会社概要書【様式3】　※個人応募の場合は「氏名、住所、連絡先」のみご記入の上、ご提出ください。③企画提案書（サービスモデルの応募）【様式4-1】企画提案書（アイデアの応募）【様式4-2】提出書類の取り扱い①提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。②提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。③応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。④応募内容について個別にヒアリングを行う場合があります。⑤応募内容の著作権の取扱いについて別途協議とします。⑥応募者は、応募するアイデアが第三者の知的財産権その他の権利を侵害 しないことを保証し、万一、アイデアの権利関係について第三者との間でクレーム、紛争が生じた場合はすべて応募者の責任において解決するものとします。⑦応募者は、応募したアイデアが自らのオリジナルであり、第三者の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害するものではなく、公序良俗に反するものではないことを保証するものとします。 |

９　提案内容の取扱い

応募いただいたサービスモデル、及びアイデアは、広域性、実現性、効果などの観点からQDP検討会にて議論し、官民データ連携によるサービスモデル、アイデアとして登録します。

QDP検討会では、今後、パーソナルデータを活用したサービスの実装に向けては、POCを実施し、サービスの有効性について検証を行う予定です。今回応募いただいた サービスモデル、アイデアのうち、特に優れた応募内容※に対しては、POC実施のパートナーとして登録し、本検討会へオブザーバーとして参画を打診します。（※広域によるサービスを指します。）

今後、サービスモデル、アイデア選定者、POC実施に向けたパートナーに対しては、 サービスの実現、POC実施に向けた意見交換を行う予定です。

なお、QDP検討会における議論の経過、内容及び結果に関するお問合せにはお答えできません。

１０　その他

本募集は、デジタル技術を活用したウェルビーイングの実現のために広くサービスモデル、及びアイデアを募集するものであり、今後のQDP検討会による議論結果後の進め方に変更がある可能性があります。

また、本募集で応募があったサービスのアイデアに関する情報は、QDP検討会限り としますが、アイデアの中から自治体との協業（デジタル田園都市国家構想交付金への 応募など）をお願いする場合があります。その場合は、対象の応募者とは別途協議させていただきます。

なお、本募集はサービス等のアイデアを募集するものであり、県および基礎自治体の委託事業を決定するものではありません。

今回応募いただいたサービスモデル、アイデアを独自に事業としてサービス提供して いただくことは可能です。

１１　スケジュール（予定）

令和５年１２月 １日　　本募集開始（各県HPにも掲載）

令和５年１２月２８日　　質問票提出期限

令和６年 ２月２９日　　提案書提出期限

以上